様式例第７号の５

国 有 財 産 買 受 申 込 書

令和　　年　　月　　日

　近畿農政局長　殿

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

　下記により、国有財産（国有農地等・開拓財産）の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第ｌ項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

１　買受けを希望する国有財産の表示　　○○○市○○○町○○番○○号

 合計　　筆　　　　平方メートル

２　用途

３　希望する所有権の移転の期日　　　　売払通知書の指定する期日による。

 （なるべく令和　年　月　日）

４　希望する対価　　　　　　　　　　　近畿農政局長の定める額とする。

５　希望する対価の支払いの方法

　　　　　一時払い（納入告知書の指定するところによる。）

　　　　　延納（年賦・半年賦・四半期賦）（ただし延納の基準に該当するとき。）

６　その他の買受けの条件

(1)　売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納したとき（延納の特約によるときは即納金を納入したとき）は、売払財産はなんらの引渡し手段を用いないで買受申込者に引渡されたものとすること。

(2)　売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは地方農政局長が発行する売払解除通知書により解除されても異存がないこと。

(3)　やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは、未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間、年利５パーセントの割合による延滞金を支払うこと。

(4)　買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権の移転のときまでの間において、当該財産が近畿農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。

(5)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

(6)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及

び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(7)　近畿農政局長は、買受申込者の(5)及び(6)に定める公序良俗に反する使用等に関して、近　畿農政局長が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

②　買受申込者は、近畿農政局長から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を

証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を近畿農政局長に報告しなければならないこと。

③　買受申込者は、正当な理由なく、第１項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又

は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(8)　買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違

約金として近畿農政局長に支払わなければならないこと。

ア　(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の１割に相当する額

イ　(5)及び(6)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の３割に相当する額

(9)　近畿農政局長は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解

除することができること。

(10) 近畿農政局長は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告

を要せず、売払いを解除することができること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人であ

る場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

いるとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(11) 近畿農政局長は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を

した場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

(12) 買受申込者は、(10)各号及び(11)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将

来にわたっても該当しないことを確約すること。

(13) 近畿農政局長は、(9)から(11)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払

った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。

②　近畿農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しな

いこと。

③　近畿農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者

が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。

(14) 買受申込者は、近畿農政局長が (9)から(11)までの規定により解除権を行使したときは、

近畿農政局長の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、近畿農政局長が売払物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができること。

②　買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、

その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。

③　買受申込者は、第１項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、近畿農政局長の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を近畿農政局長に提出しなければならないこと。

(15) 近畿農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害

を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(8)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。

(16) 国は、(13)の第１項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が

(8)に定める違約金又は(14)の第２項若しくは(15)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

国有財産買受申込書の記載及び提出上の注意事項

１　国有財産買受申込書の提出部数は正１部・副２部　合計３部とし、それぞれに実印を押印し、印鑑証明書（正に原本・副に複写したもの）及び別紙１の様式例第14号の13の暴力団排除に関する誓約書を添付の上、買受けを希望する土地の所在する市町の農業委員会事務局に提出して下さい。

２　買受申込者が２名以上のときは、連記によってさしつかえありません。

３　買受申込者が買収前の所有者の一般承継人（以下「承継人」という。）であるときは、その承継関係を証する戸籍謄本等を添付して下さい。

４　住民票、固定資産税課税台帳、戸籍の謄本等の公的書類によって旧所有者等であることの証明が困難な場合は、買収当時の住所地へ郵送された郵便物、同窓会名簿などの旧所有者等であることが確認できるものを添付してください。

５　承継人が２名以上であって、それぞれの買受けるべき持分又は部分を特定して買受けの申込みをされるときは、承継人全員による各自の持分又は部分を定めた協議書及びその協議書に係る印鑑証明書を添付して下さい。

６　売払いの対価は、次により近畿農政局長が定めます。

(1)　買受申込者が旧所有者等（買収前の所有者又はその一般承継人をいう。以下同じ）の場合 ･････買受申込みがあった時の時価の７／１０

(2)　買受申込者が旧所有者等でない場合･････売払通知をする時の時価

（注）時価は、主として不動産鑑定士等の鑑定評価額によりますので、買受けを希望する土地　の所在する近隣地域における通常の取引事例価格、地価公示法による公示価格等が価格水　準として参考になります。

７　用途は、買受申込者が旧所有者等でない場合には具体的な利用計画を記載して下さい。

　　なお、買受申込者が旧所有者等の場合で、具体的な利用計画がないときは記載を要しません。

８　希望する対価の支払い方法は、希望する方法を○で囲んで下さい。

　　ただし、延納を希望されても売払価格が60万円以下の場合は一時払いとなります。また、売払価格からみて延納に該当するときは、別途延納申請書を提出していただき、買受者の収入、資産等を検討の上決定しますので、希望されても必ずしも延納にならないことがありますのであらかしめご了知下さい。

９　希望する所有権の移転の期日は、売払いの対価が完納された日（延納の場合は即納金が納入された日）とするため、売払通知書にはこれに添付する納入告知書の指定納期限と同一の日付け（納入告知書の発行の日から20日以内の日）を所有権移転の期日とする予定でおります。

　 従って、特に買受資金の準備の都合上（たとえば定期預金の満期日、売掛金の回収見込期日等）売払いの対価の納期を特定したいときは、その期日を（　　）の内に記入して下さい。ただし、買受け申込みの日からｌ年を超えることはできません。

10　買受申込者が旧所有者等でないときは、その他買受けの条件として買受申込書の記の６に掲げられた条件のうち、(3)の全文を抹消して下さい。

11　訂正又は抹消した部分には、必ず訂正印を押印して下さい。

 （その他）

１　買受申込者が地方公共団体の場合は記の６の(10)から(16)までの条件を削除すること。ま

た、別紙１の様式例第14号の13の添付は不要である。

２　旧農地法第80条第２項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の６の

(10)から(16)までの条件を削除することができる。この場合において、別紙１の様式例第14号の13の記の１及び２を削除した誓約書を添付すること。

様式例第14号の13

暴力団排除に関する誓約書

　私○○○○は、下記１から３までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である

場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

３　公序良俗に反する使用等

　　暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住所（又は所在地）

　　　　　　　　　　　　　氏名（又は社名及び代表者名） 印

 （注）１　個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

　（注）２　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

　（注）３　旧法第80条第２項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の１及び２を削除すること。